

アセスメント提供における情報技術(IT) 利用の規範

JIS X 7221 : 2011 (ISO/IEC 23988 : 2007) (IPSJ/JSA)

平成 23 年 1 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日平工未标平祠且云标平即云 旧和汉州寺门安貞云 柟风衣					
	氏名		所属		
(委員会長)	大 蒔	和 仁	東洋大学		
(委員)	浅 野	正一郎	国立情報学研究所		
	江 口	信 彦	財団法人日本規格協会		
	大 石	奈津子	財団法人日本消費者協会		
	大久保	彰 徳	社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会		
	小笠原	陽一	総務省		
	加 藤	泰久	日本電信電話株式会社		
	木 戸	彰 夫	日本アイ・ビー・エム株式会社		
	後 藤	志津雄	株式会社日立製作所		
	佐 野	眞 一	社団法人電子情報技術産業協会		
	澤田	稔一	総務省		
	神 保	光 子	日本電気株式会社		
	関 根	千 佳	株式会社ユーディット		
	中 山	康 子	株式会社東芝		
	伏 見	諭	社団法人情報サービス産業協会		
	戸 村	哲	独立行政法人産業技術総合研究所		
	宮 澤	彰	国立情報学研究所		
	山田	隆人	日本銀行金融研究所		
	山 本	喜 一	慶應義塾大学		
	渡 辺	裕	早稲田大学		

日本工業標準調査会標準部会 情報技術専門委員会 構成表

主務大臣:経済産業大臣制定:平成23.1.20

原 案 作 成 者:一般社団法人情報処理学会

(〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 TEL 03-3431-2808) 財団法人日本規格協会

- (〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)
- 審 議 部 会:日本工業標準調查会 標準部会(部会長 二瓶 好正)

審議専門委員会:情報技術専門委員会(委員会長 大蒔 和仁)

この規格についての意見又は質問は,上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット情報電子標準 化推進室(〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1)にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査 会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

官 報 公 示:平成 23.1.20

目 次

~ ~ <i>L</i>
· ·/-
- 21
• •

次

	~->	
序;	文	1
1	適用範囲	1
1.1	一般	1
1.2	アセスメントの種類	1
1.3	アセスメント ライフサイクル	2
1.4	IT の側面に関する焦点····································	2
1.5	原則	3
1.6	適合性	3
2	引用規格······	4
3	用語及び定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
4	指針原則	8
5	アセスメントコンテンツと IT 配信との間のインタフェース	8
5.1	アセスメント主催者の責任	8
5.2	アセスメント頒布者の責任	9
6	アセスメントの IT 頒布一般	9
6.1	相互運用性	0
6.2	ハードウェア,ソフトウェア及び通信に関する考慮事項	0
6.3	制限時間のあるアセスメント	1
6.4		
6.5	アセスメント ソフトウェアの検証	3
7	アセスメント IT 配信のためのソフトウェアーナビゲーション及びユーザビリティの課題	4
7.1	適切なナビゲーション機能の提供	4
7.2	受検者への情報及びヘルプの提供	5
7.3	ユーザビリティ	5
7.4	支援技術との連携	6
7.5	ユーザビリティ用のソフトウェアの試用	6
8	即時自動採点,結果判定及びフィードバック	7
8.1	回答の採点	7
8.2	結果決定のためのソフトウェア・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
8.3	フィードバック提示ソフトウェア	9
8.4	試行中の受検者データの機密性の確保	9
9	アセスメントコンテンツ及び正答の準備及び伝達	
9.1		
9.2	アセスメントコンテンツ及び正答の伝達	0

ペ・	ージ
10 アセスメント頒布者が行う,受検者の個人情報,回答の記録,伝達のためのソフトウェア	
及び手順,並びにそれらの保管のためのソフトウェア及び手順	·21
10.1 相互運用性	·21
10.2 回答記録及び回答と受検者識別情報とのリンク	·21
10.3 アセスメント頒布者への回答ファイルの伝達	·22
10.4 アセスメント頒布者による回答ファイルの保管	·22
11 テスト会場のための指示及びアセスメント固有情報の提供	·22
11.1 技術情報及び支援	·22
11.2 アセスメント固有の情報	·22
11.3 一般的指示	·23
11.4 異議申立て	·23
12 受検者のための情報及び操作練習の提供	·23
12.1 受検者に対するアセスメント固有情報の事前提供	·24
12.2 操作練習の提供	·24
12.3 障害をもつ受検者のための備え	·25
12.4 受検者に対するアセスメントセキュリティ情報の提供	·25
13 回答の保管を含むテスト会場の機器及び設備	·25
13.1 受検設備	·25
13.2 ハードウェア及びソフトウェア	·26
13.3 テスト会場機器におけるソフトウェアの検証	·26
13.4 その他の設備	·26
13.5 アセスメント及び機器のセキュリティ	·27
13.6 テスト会場における回答ファイルの保管	·27
14 テスト会場のスタッフ配置	•27
14.1 スタッフの職務及び人員数	·28
14.2 スタッフの教育訓練	·28
15 アセスメントセッションの準備	•29
15.1 部屋及び設備の準備	·29
15.2 アセスメントの準備	·29
15.3 受検者に関する準備	·29
16 アセスメントセッションの実施	·30
16.1 試験監督	·30
16.2 受検者に対する支援	·31
16.3 出席記録	·31
16.4 試験の終了	
17 非常事態,技術的障害及び不正行為に関する手順	·31
17.1 非常事態	·31
17.2 技術的障害及び遅延	
17.3 想定外の中断後の再開	·32

X 7221:2011 (ISO/IEC 23988:2007) 目次

		ページ
17.4	記録	
附属	書A(参考)シナリオ	
参考	文献	
解	説	

まえがき

この規格は、工業標準化法第12条第1項の規定に基づき、一般社団法人情報処理学会(IPSJ)及び財団 法人日本規格協会(JSA)から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本 工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が,特許権,出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意 を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は,このような特許権,出願公開後の特許出願及び実 用新案権に関わる確認について,責任はもたない。

日本工業規格

JIS X 7221 : 2011 (ISO/IEC 23988 : 2007)

アセスメント提供における 情報技術(IT)利用の規範

A code of practice for the use of information technology (IT) in the delivery of assessments

序文

この規格は,2007年に第1版として発行された ISO/IEC 23988 を基に,技術的内容及び対応国際規格の 構成を変更することなく作成した日本工業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

1 適用範囲

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を,次に示す。

- **ISO/IEC 23988**:2007, Information technology A code of practice for the use of information technology (IT) in the delivery of assessments (IDT)
- なお,対応の程度を表す記号 "IDT" は, ISO/IEC Guide 21-1 に基づき, "一致している" こ とを示す。

1.1 一般

この規格は、受検者に対するアセスメントの提供及びその回答の記録・採点における情報技術(IT)の 使用に関する推奨事項を示す。その適用範囲は三つの次元で定義される。すなわち、アセスメントの種類、 アセスメント ライフサイクルの段階、及びこの規格が特に焦点を置く IT の側面である。

1.2 アセスメントの種類

この規格は、次のような幅広いアセスメントを対象とする。

- 義務教育及び義務教育以後の教育,訓練,及び健康,安全,又は金融サービスに関連する法律に対する法律遵守のためのアセスメント。
- 知識,理解,及びスキル(技能)のアセスメント、すなわち、達成度テスト。ただし、適性又は性格
 に関する心理テストを除く。
- 試験結果の重要性が高い試験(ハイステークス アセスメント, high-stakes assessments),並びに進捗のフィードバック,学習ニーズの把握,自己アセスメント,及び補習のために行われる試験結果の重要性が低い試験(ローステークス アセスメント, low-stakes assessments)。
 - 注記 ハイステークス アセスメントについては 3.13 を, ローステークス アセスメントについては 3.19 を参照。
- フィードバックを含むアセスメント,及び結果だけを提供するアセスメント。
- 期日指定,期間指定 (test-windows assessment),及び期日指定のないアセスメント (on-demand assessment)。